規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	農業用ため池の適正な管理及び保全に関する法律案			
規制の名称	農業用ため池の届出/防災上重要な農業用ため池(特定農業用ため池)に係る行為制限、防災工事の施行、裁定による管理			
規制の区分	新設			
担当部局	農村振興局防災課			
評価実施時期	平成 31 年 1 月			
規制の目的、内容及び必	農業用ため池については、近年、台風等による豪雨や大規模な地震により被災し、周辺の住民が甚大な被害を受ける事故が発			
要性等	生しており、築造から相当年数が経過する中で、①権利者の世代交代が進み権利関係が複雑化するとともに、②農業者の減少			
	高齢化による管理組織の弱体化に伴い、日常の維持管理が適正に行われないおそれが生じるなどの管理及び保全上の課題が生			
	じている。			
	国及び地方公共団体が任意の聞取りにより「ため池データベース」として把握している情報は、受益面積 0.5 ha以上の施設に			
	とどまるため、農業用ため池の正確な情報を把握し、適切な行政措置を講ずる必要がある。			
	また、周辺に住宅や公共施設などが存在しているため池については、決壊した場合に周辺地域に影響を及ぼすおそれがあることから、ハザードマップの作成等のソフト対策、堤体の補修等のハード対策を着実に実施していく必要がある。			
	(参考1)ため池の決壊件数 (参考2)平成30年7月豪雨によるため池の被災状況			
	ため池決壊件数			
	平成 27 年 平成 28 年 平成 29 年			
	28 12 54 ix (25) 15			
	大阪府 決壊・1か所			
	となり 一次要選用			
	海岡県 決壊 1か所			

	【新設する規制の内容】			
	(1) 農業用ため池の届出			
	農業用ため池について、その所在地、所有者・管理者等に関する情報について、所有者等に都道府県知事への届出を義務付			
	ける。			
	(2) 行為制限			
	特定農業用ため池(決壊した場合に周辺の区域に被害を及ぼすお	それがある農業用ため池として都道府県知事が指定した		
	もの。以下同じ。)について、土地の形状を変更する行為をする場合は、都道府県知事の許可を受けるものとする。			
	(3) 防災工事の施行			
	所有者等が、特定農業用ため池の決壊を防止するため必要な工事(施設の廃止工事を含む。)を実施する場合には、事前に			
	工事計画を都道府県知事に届出することを義務付ける。			
	また、所有者等が必要な工事を実施しない場合や、工事内容が不適切な場合には、都道府県知事が工事命令、変更命令及び			
	代執行を行うことができるものとする。			
	(4) 裁定による管理			
	特定農業用ため池について、適正な管理が行われず、所有者(共有	「の場合は持分の過半を有する者) の確知もできないもの		
	は、都道府県知事の裁定を経て、市町村が管理権限を取得できるよう	うにするものとする。		
想定される代替案	れる代替案 (1)~(3)			
	行政機関が農業用ため池の所有、管理等に係る財産の状況、保全上	支障のある行為の有無、防災工事の実施状況を常時確認		
	(監視)する仕組みを設ける。			
	(4) 市町村に代わって、農業用ため池を管理する新たな機関を創設し、	その機関が管理権限を取得できるようにする。		
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合		
遵守費用	防災工事について命令に従って施行する場合の工事費用等が発生し	防災工事を行う場合の工事費用は発生し得るが、届		
	得る。	出等に係る遵守費用は発生しない。		
	なお、これ以外には、各種の届出・申請の書類作成(農業用ため池			
	の届出、制限行為の許可申請等)に係る事務費用が発生し得る。			

行政費用

行政費用については、①都道府県において、i)届出・申請の受理、 ii) 防災工事に関する事務、iii) 裁定手続の実施等の事務、②市町村 において、裁定申請や管理権限を取得後の管理等について、それぞれ 事務負担が発生し得るが、これまで任意で取り組んでいたものについ ↓(4)農業用ため池を管理する新たな機関を創設するこ て法的権限を付与する事務も多く、従来の職務の一環として行われる ことがあるため、一概に行政費用の増加につながるものではない。

なお、防災工事の施行については、補助事業が措置されており、事 業費のうち、自己負担額は遵守費用に、国及び地方公共団体の補助額 は行政費用に該当することになる。

(参考) 防災工事が可能な補助事業

- ① 農村地域防災減災事業(公共): 63.842 百万円の内数(平成31年) 度概算決定額)
- ため池の整備(受益面積2ha以上) 国庫補助率50%、55% (補助残の負担割合は、都道府県、市町村、受益者で地区ごとに設定)
- ・ため池の統廃合(代替水源を伴うもの) 定額(上限なし)
- ② 農業水路等長寿命化·防災減災事業(非公共): 20.813 百万円の内 数(平成31年度概算決定額)
- ため池の整備(受益面積2ha未満) 国庫補助率50%、55% (補助残の負担割合は、都道府県、市町村、受益者で地区ごとに設定)
- ・ため池の統廃合(廃止) 堤高に応じて最大3千万円まで定額補助

$(1) \sim (3)$

行政機関で常時確認(監視)できるような仕組みが必 要となり、行政費用が増加する。

とが必要となり、行政費用が増加する。

なお、防災工事に係る費用については、本案と変わら ない。

直接的な効果(便益)の 把握

今回の一連の規制措置は、農業用ため池の決壊により災害が発生した場合に周辺の財産等に被害が生ずるところ、この災害発 生時に要する莫大な費用負担を事前に抑制する効果がある。

(参考1)平成30年7月豪雨等被害状況

農業関係被害額 合計 1700.5 億円 (平成 31 年 1 月 9 日時点)

(参考2) ため池の災害復旧費用(被害査定額)

年度	H27	H28	H29
費用(億円)	21	143	69

副次的な影響及び波及	農業用水の供給が確保され、農業の生産性の維持・向上が図られるほか、生物多様性の保全、良好な景観の形成等の農業用た
的な影響の把握	め池の多面的な機能が確保される。
費用と効果 (便益) の関	災害発生した場合に要する費用額等を算出するのは困難であるが、一旦災害が起これば莫大な費用が発生することがあるこ
係	とを踏まえれば、今回の規制措置による費用は、その効果に見合ったものである。
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	施行後5年を目途に検討を行う予定である。
備者	